

長野県内で発生した悪質な特殊詐欺による被害事例

NAGANO

【長野県内で発生した事例】

振り込め詐欺などの金融犯罪

オレオレ詐欺

もっとも代表的な手口が「オレオレ詐欺」です。

「電話番号が変わった」「この番号は会社の携帯電話の番号だから登録しておいて」などと言って信用させ、あとから「借金の保証人になった」「女性を妊娠させた」などと言って、現金をだまし取る手口です。



注意しよう!

- 犯人は、子供の名前を知っていて、名乗る場合もある。
- 電話番号が変わったという連絡にも注意!
- 必ず、以前の電話番号にかけて確認。

○息子を名乗る男から「友人と株を買ったが、購入資金に会社のお金を使用してしまった」「自分の上司が受け取りにくい。お金と一緒にキャッシュカードも必要」などと電話があったため、自宅近くの路上で息子の代理を名乗る男に現金とキャッシュカードを手渡した。

80代女性

約490万円の被害

○「拾得物係」を名乗る男から「息子さんが携帯と書類をなくした」との電話があり、さらに息子を名乗る男が電話で「契約書類をなくした」「機械購入費として3,000万円が必要なので、少しでもいいからお金を出してほしい」と話し、現金を東京まで持ってきてほしいと要求。指定された都内の駅で、息子の同僚を名乗る男に現金を手渡した。

80代女性

400万円の被害

振り込め詐欺などに関する金融犯罪

架空請求詐欺

- ① メールで「総合情報サイト利用料金未納」「無料期間が過ぎても退会手続きがされていない」といった通知がくる。
- ② メール文中の問い合わせ先に電話をさせ、「延滞料金は毎日加算される」「払わないと裁判になる」といったことを説明する。
- ③ 料金を振り込ませる。



注意しよう！

- 不審に思ったら、各種の相談窓口にご相談を！ ● メールに記載の電話番号には電話しない。
- 発送元が裁判所の場合は、裁判所に確認。 ● 連絡先は、電話帳などで調べて、自分で確認。

融資保証金詐欺

- ① 「誰にでも融資」「簡単審査」「担保不要」といった内容のダイレクトメールが送られてくる。
- ② 融資を申し込んだ被害者に対して「保証金が必要」「信用実績が必要」「組合登録料が必要」などと口実をつける。
- ③ 料金を振り込ませる。



注意しよう！

- 正規の貸金業者は融資を前提に現金の振込みを要求することはない！
 - 「保証金」や「借入金データの抹消手数料」などの名目に注意！
- ※実在する金融業者を装っている場合があるので、電話帳や電話番号案内などで確認。

○携帯電話に有料サイトの料金未納を伝えるメールが届いた。連絡先に電話するとサイト関係者をかたる男から「有料サイトの料金が未納。ギフト券を買って番号を教えて」などと言われ、指示通りに電子マネーのギフト券を購入し番号を伝えた。その後も「他のサイトにも未納金がある」などの電話が複数回あった。

40代女性

99万円の被害

※このほか、自宅のパソコンでインターネットを閲覧中に突然「ウイルスに感染した」等の画面に切り替わり、表示された連絡先に電話をすると、ウイルスの除去費用等を請求されるといった事例も確認されております。

○経営する会社に金融会社を装う会社からファクスが届いた。融資の申し込みをしたところ、仮契約書が届き、「手数料と担保金を振り込んでほしい」と要求された。その後も「保証会社へ支払う担保金」などを要求され、複数回にわたって指定口座に振り込んだ。

70代男性

178万円の被害

振り込め詐欺などに関する金融犯罪

還付金等詐欺

- ① 税務署、社会保険庁、区役所などの職員を名乗る者から「税金の還付金がある」「医療費の還付金がある」といった電話がある。
- ② 「以前通知を出したが返信がない」「封書が届いているはず」などと言って信用させる。
- ③ ATMのある場所まで行かせ、そこから電話で巧妙に誘導。「これからお振り込みを行いますので【お振り込み】ボタンを押してください」「今から言うお客様番号を入力してください」などと言ってATMを操作させる。
- ④ 【お振り込み】ボタンを押させることで犯人の口座に振り込ませる。



注意しよう!

- お金を受け取る側がATMを操作することでお金が返ってくることは絶対ない!
- 機械の操作が苦手な高齢者がターゲットに。
- 電話をかけながらATMを操作している高齢者を見かけたら一声かけよう。

○市職員を名乗る男から「医療費の還付金がある。金融機関の指示に従って」と電話があった。その後、銀行員を名乗る男からの電話で「ATMへ行って」と言われたためスーパーの店舗外ATMに行き、電話で指示を受けながら操作をした。その後、利用明細を確認したところ、他人名義の口座に振り込みがされていることが分かった。

70代女性

128万円の被害

重要

だまされないための3カ条

- ① すぐに振り込まない
- ② 家族に連絡をとり、事実を確認
- ③ 怪しいと思ったら警察に連絡



未公開株などの金融商品等に関する金融犯罪の様々な手口



事例 ① 劇場型

複数の業者が登場し、
うまい話をもちかけて…。



ある日
聞き覚えのない
Aという業者から
突然の電話が…

B社の未公開株を
買いませんか？
上場間近です！

そういう話は
お断りしている
のよねえ…



数日後…

パンフレットを
お送りしますので
お返事は
不要です

あつ…
あつ…
あつ…

後日、タイムツクへ
C社から電話が…

もし、B社の株を
お持ちでしたら
ぜひ当社で高く
買い取らせてください。
値上がり確実なので

あつ…
あつ…
あつ…

この前の会社ね？

有望な会社
なのねえ



すっかりオインイ話だと思ひ込み
A社に連絡 B社株を購入してしまつた…

株券がとどいたら
連絡をください

はい
うまくいつた
イッピツピツ

B社の株券到着！
まずはC社さんに
連絡しないとね…

…おかけになつた電話番号は
現在使われておりません…

いなくなつて
いるじゃない！

だまされた！

ここがポイント

ひとつの業者から「上場が近い」などと勧誘されたとき、一度は断った人も、別の業者から「値上がり確実」「有望な会社だから、その社債は安心」「買い取りたい」などと言われると、心が動くものです。そんな消費者心理をついて、複数の業者（人物）が共謀して購入させる「劇場型」の被害が増えています。未公開株などの買い取りの約束が実行されることはまずありません。業者が行方不明になる事例も多く発生しています。

【長野県内で発生した事例】

○証券会社社員を名乗る男から「封筒が届いたら連絡が欲しい」と電話があり、翌日別の会社名が書かれた定期預金勧誘のパンフレットが届いた。その後パンフレットに書かれた会社の社員から「年45%の利益が出る」などと電話があり、さらに別の証券会社や銀行の社員をかたる男からも「封筒を譲ってほしい」などと複数回にわたって連絡があったためその預金に興味を持ち、レターパックで現金を送ってしまった。

80代女性

500万円の被害

事例② 公的機関装い型



金融庁の名前を騙り
信用させて…。

ぜひ当社の未公開株を…

でもまあ未公開株は…

すてご後口

金融庁の職員を名乗るBから…

近頃未公開株がらみの詐欺が多発しております…

二七職員

アドバイスを…

実は先日A社から誘いがありました…

あっA社はもうすぐ上場する予定だし大丈夫ですよ

私も欲しいくらいです

金融庁のお墨付きなら安心だな

あA社さん？例の未公開株いくらか買ってみるよ

嘘でしょ！

ところが上場どころかA社は倒産

ここがポイント

金融庁などの公的機関を装って電話をかけ、未公開株や社債などを買わせる被害が多発しています。金融庁などの公的機関が未公開株や社債などの取引に関与することはありません。なお、取引所への上場承認は、それぞれの取引所が審査・判断をしており、金融庁などの公的機関はその判断に一切関与していません。

注) 弊所に証券取引等監視委員会が金融商品取引法第187条の規定に基づいた調査により投資家の方に連絡する場合があります。

事例③ 代理購入型



お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしい…。

A社より突然の電話

B社は有望なので当社に代わってB社の未公開株を購入してほしいのですが…

B社の未公開株は特定の方が購入できないようになっています…

つぎましては当社より1000万円振込みますので750万円分を購入していただきます…

750万円分を購入すればいいの？

立て替えて購入しただけで250万円のもつけ！

これっておいしい話…

というわけで、B社から未公開株を購入

しかし

まだ1000万円が振り込まれていない！

不安になりB社に連絡

もしも先日の未公開株を解約したいんですが…

いまさらそれは困りますねえ何なら裁判に訴えますよ！

あ…私の750万円が…

ここがポイント

このようなケースでは、不審に思って購入の解約を申し出ると「立て替えて購入なんて知らない」「裁判で訴える」といわれることも多いようです。他人の代わりに購入、というのは、絶対にさげましょう。もし、未公開株を購入してしまった後、被害に気づいた場合は、最寄りの警察に、また返金を求める場合は、消費生活センターや弁護士会に相談してください。

○私募債購入を勧めるパンフレットが届き、購入の仲介会社社員を名乗る男から「債券購入希望者に名義を貸してほしい」と電話があった。依頼どおりに申込書を送ると債券発行会社から「名義人と支払人が違う。インサイダー取引になり逮捕される」などと現金を要求され、債券発行会社社員を名乗る男に現金を手渡した。

60代女性 2,300万円の被害

事例④ 被害回復型



だまされた購入代金を、
取り返しませう。
その代わりに…。



それなら
今お持ちのC社株を
買取りますよ
その代わりに
D社株を買ってください



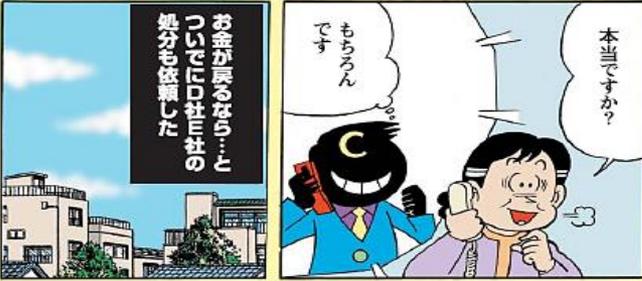
ここがポイント

過去に未公開株の購入で被害を受けた人に、「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげます。」などと電話をかけ、その条件として、別の未公開株(社債)の購入や手数料の支払いを求めるケースが多くなっています。この場合、代金を支払っても、買い取りは、まず実行されません。二次被害にご注意ください。

事例⑤ 発展型



さらにご注意を！
最近では、こんな手口も。



他にもこんな例が…

- 未公開株の保有者に対して、「売買の仲介をする」と電話。その際に「未公開株のトラブルが多発している。保全制度を利用するように」とすすめ、売買価格の10%を事前に要求する。
- 「近く上場する」といわれ、未公開株を購入。その後、「知人を紹介すると手数料がもらえる」といわれ、知人を多数紹介。結果的に、ねずみ講的に被害者を増やしてしまった。
- 「外国通貨を買つと、多額の利益が得られる。その分で未公開株を」とすすめる。

○弁護士を名乗る男から「詐欺事件の調査をしている。被害者の中にあなたの名前がある」と電話があった。過去に未公開株購入の詐欺被害にあったことを話すと「被害額を返す。返金には手数料が必要」と言われ複数回にわたりレターパックで現金を送った。

70代男性 780万円の被害